

調布都市計画公園の変更原案に関する公聴会議事録

日時：令和8年8月29日（土）午前10時00分から午前10時30分まで

場所：上和泉地域センター

出席者：参加者 4人

議長 まちづくり推進課長

事務局 都市建設部理事（兼）まちづくり事業課長、環境政策課長、
まちづくり事業課長補佐、環境政策課水と緑の係長、
まちづくり推進課都市計画係長

議題：都市計画変更原案（調布都市計画公園の変更）

配付資料：資料1 調布都市計画公園の変更原案に関する公聴会

資料2 調布都市計画公園の変更（狛江市決定）

（議長）

それでは、定刻になりましたので、これより、都市計画変更原案に関する公聴会を開会いたします。

着座にて、続けさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、公聴会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

公聴会とは、都市計画法第16条第1項の規定に基づき開催される会となり、狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第4条に基づき、議長が指名され、会を主宰するとされています。

私は、本日、議長の指名を受けております狛江市都市建設部まちづくり推進課長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この度の都市計画変更は、都営狛江アパートの建て替えを契機とした都市計画公園の廃止及び追加によるものです。

本日は、都市計画変更原案について、皆様から、御意見を伺いたいと思います。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市の職員から自己紹介をお願い致します。

（事務局各々自己紹介）

狛江市都市建設部理事兼まちづくり事業課長の岩渕でございます。

同じく、まちづくり事業課長補佐の石田でございます。

同じく、狛江市都市建設部まちづくり推進課都市計画係長の安岡でございます。

狛江市環境部環境政策課長の久保でございます。

同じく、環境政策課水と緑の係長の田所でございます。

（議長）

会の手順ですが、まず、都市計画変更原案の内容について、説明があります。その後、皆様からの御意見を伺います。会場の都合により、概ね1時間半の会とさせていただきます。

また、皆様には、注意点が4つございます。

1点目は、意見を述べることができる方についてです。公聴会運営規則では、都市計画案について利害関係を有する者が意見を述べることをとしています。狛江市在住・在勤の方を想定していますが、利害関係をこちらで限定することは、難しいため、御自身で御判断願います。

2点目は、プロジェクターを使用時に、会場内の照明を一部暗くさせていただきますので、御了承下さい。

3点目は、会の記録作成のため、録音と写真撮影を行います。写真撮影は、出来るだけ顔が写らない様、会場後方からいたしますので、御協力をお願いします。

4点目は、携帯電話・スマートフォン等の音の鳴る機器は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

それでは、都市計画変更原案の内容について、説明をお願いします。

(事務局)

(1 ページ)

初めにお伝えさせていただきますが、本日は狛江市の都市計画公園の変更に関する公聴会のため、説明内容及びその後の質疑については、公園に関連したものとなりますので、御承知おきください。

それでは、調布都市計画公園の変更について、御説明いたします。

(2 ページ)

はじめに、整備の概要です。都営狛江アパートの建て替えを契機として、3つの都市計画公園である、藤塚第一公園・第二公園・第三公園を新たに藤塚公園として1つの都市計画公園に集約します。また、併せて、狛江アパート敷地内に設置されている藤塚第四公園についても、同様に建て替えに伴い廃止し、新設する藤塚公園に集約します。ただし、藤塚第四公園については、都市計画公園に指定されていないため、この後の説明内容では触れません。

公園の工事は、都営狛江アパートの建て替えに伴い東京都が行います。現在、東京都から伺っている計画では、新設の藤塚公園は概ね令和24年度頃に整備となっています。また、既存公園の廃止については、団地の建て替えに伴い順次進んでいきますが、最も大きい藤塚第三公園は、新たな公園の整備完了までは、使えるように東京都に要望しています。

新設公園の工事は15年以上先ですが、都市計画公園である3つの藤塚公園と新設公園は、団地の建て替えに併せて、都市計画法上の手続きが必要なため、本日の公聴会を開催した次第です。

(3 ページ)

続いて、藤塚第一・第二・第三公園周辺の概要です。今回、都市計画変更を行う藤塚第一・第二・第三公園は、東京都により建て替えが検討されている都営狛江アパートの区域内に設置されています。本地区にはこれらの公園のほか、公共施設や西部医療センターが隣接しています。

(4 ページ)

続いて、上位計画における本地区の位置付けです。公園に関する位置付けについては、「狛江市都市計画マスタープラン」において、都市計画公園等は地域の特性等に応じて機能再編や再整備を図ることとしています。また、「狛江市緑の基本計画」においては、身近な公園の機能再編を施策の一つとしており、小規模公園の機能再編・再整備の推進等を行うこととしています。

(5 ページ)

拠点に関する位置付けについては、都営狛江アパートを含む西部医療センター周辺は「都市計画マスタープラン」において「医療防災拠点」に位置付けられています。地域医療の中枢を担う西部医療センターが核となり、医療及び防災の活動の場となるよう、病院の建て替えとともに、必要なオープンスペースを確保し、周辺に必要な都市機能の誘導を図ることとしています。

(6 ページ)

次に、最初の概要の説明とも重複しますが都市計画変更の内容です。藤塚第一・第二・第三公園はそれぞれ小規模な都市計画公園となっており、現在、地域の交流の場として機能しています。これらの都市計画公園について、都営狛江アパートの建て替えを契機として、先ほど御説明した上位計画等により、都市計画道路 3・4・23 号稲荷前線沿い・オーケーストアの向かいの 1 か所に集約することで、まとまったオープンスペースの確保による防災機能向上のほか、周辺住民や来訪者等にとっても公園が利用しやすくなる等、交流機能の向上を図ります。

以上のことから、藤塚第一・第二・第三公園の約 0.46 ヘクタールを廃止し、新たに藤塚公園の約 0.52 ヘクタールを追加する都市計画変更を行います。なお、面積を精査した結果、藤塚第一公園の面積に錯誤があったため、併せて修正します。

(7 ページ)

最後に今後のスケジュールについて説明します。本日御説明した都市計画変更原案の公告日は 8 月 31 日(月)、縦覧期間は 9 月 1 日(火)から 14 日(月)までの 2 週間となります。都市計画原案に対する御意見につきましては、9 月 1 日(火)から 9 月 24 日(木)までの期間中において受け付けます。このことは、8 月 1 日号の広報こまえにも掲載しています。その後、10～11 月頃に東京都と協議を行い、今回の御意見を踏まえて、12 月頃に都市計画変更案を作成し、改めて公告・縦覧と意見書提出期間を設けます。その後、令和 9 年 2 月を目途に都市計画審議会に諮問し、決定・告示を行う予定です。

説明は以上となります。

(議長)

これより、御意見を受け付けます。

御意見のある方には手を挙げていただき、私から指名をさせていただきます。係の者がマイクをお届けしますので、マイクを利用して、御発言をお願いします。

また、御発言の前には、「狛江市和泉本町一丁目の〇〇です。」と、お住まいの町名とお名前をお願いします。

後日、議事録を作成する予定ですが、お名前は載せませんので、御協力ください。
なるべく多くの方から、御意見をいただきたいと思います。簡潔にまとめた御発言に御協力ください。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いします。

(参加者)

3点質問及び要望をいたします。

1点目は、公園の名前が藤塚となっていますが、藤塚というのはこの辺の小字名だったのかを教えてください。

2点目は、藤塚第一公園に面する歩道付近に誰でも使える水道の蛇口があり、喉が乾いた時に利用している。新たに整備する公園にも設置して欲しい。

3点目は、現在、藤塚第三公園はテレビドラマや映画のロケ地として利用されており、私自身も何度か拝見しておりますが、公園の新設にあたり、それを意識した設計を行いますか。

(事務局)

御質問及び要望ありがとうございます。まず、1点目の藤塚の由来は、後日確認して連絡いたします。

2点目は、現時点で公園のデザインや配置する遊具・設備等は決まっておらず、これから東京都と協議していく段階のため、具体的なことはお答えできませんが、いただいた御意見や御要望は、協議の際に東京都へ共有いたします。

3点目につきましても、今後、東京都と協議を進め、検討いたします。

(参加者)

自宅が都営狛江アパートに近く、付近を通行することが多いですが、狛江通りの路面の状態が悪く思えます。一方で、この度の対象となる公園付近は緑が多く、多様な世代にとって良い環境が整備されていると思います。

公園の統合により、面積はどのように変化しますか。次に、藤塚第三公園にあるたこの滑り台は、新たに整備した公園に再度設置されるのでしょうか。

次に、既存の公園を集約するのは何故ですか。最後に、既存の上和泉地域センター内にある学童の横には、藤塚第一公園が配置されており、児童にとって良い環境であると思いますが、新設される公園も同様の配慮はされますか。また、ボール遊び等の際に、児童が飛び出すことへの対策はされますか。

(事務局)

4つの公園の統合により、面積は僅かに大きくなる予定です。

(事務局)

既存の公園を集約するのは、都営狛江アパートの建て替えに伴うものですが、まとまったスペースを確保することで、皆様がより利用しやすい公園となることと、西部医療センター付近に配置することで、防災機能が向上されます。

建て替えに伴う、学童をはじめとする市の公共施設の再配置ですが、今想定されているのは、近隣の小学校の近くに集約していく予定です。

(事務局)

たこの遊具は、皆さんに非常に大事にいただいていることは、把握しております。ただし、今回の公園の廃止と再整備は東京都が行いますので、こういった御意見があるということ、東京都へ共有した上で、どのような公園を整備していくかを、今後協議してまいります。

ボール遊び等に対する周辺への対策ですが、これも同様に、東京都と協議して決めてまいります。一般的な対策としては出入り口を敷地の方に設置し、路面側には出入り口を設けないことや、飛び出し防止策として、車止めなどを設置し、児童が直線的に出られないようにするなどがございます。そういったことや皆様からの御意見も踏まえて、どうすれば安全に利用していただけるかを、これから東京都と協議を進めてまいります。

(参加者)

オーケストアの前の団地内のスペースを自治会の御厚意で駐輪場代わりに使わせていただいておりますが、公園整備後も利用できますか。

(事務局)

公園の工事時期は、団地の第5期の工事であるため、細部は未定です。具体的な公園の整備については調整するのが少し先になり、お答えできるような状況ではありません。

(参加者)

完成した後の管理管轄は東京都になるのですか。

(事務局)

狛江市になります。

(参加者)

公園の付近を自転車が通行する場合、通行する児童に留意いただければと思います。

(議長)

御意見として受け止めるようなところでよろしいですか。その他、御質問、御意見ございますか。

それでは、意見受け付けを終了します。閉会后、もし何かございましたら、担当の方にお問い合わせいただければと思います。

最後に、今後の流れの説明をします。

先ほど、スケジュールでも説明がありましたが、本日いただいた、都市計画変更原案に対する御意見は、令和8年9月1日（火）から令和8年9月24日（木）の期間に提出された意見書と合わせて受け付けます。

また、本日の御意見とは別に、意見書の提出を希望する方は、受付に提出方法の資料を用意しておりますので、退出時にお持ち帰り下さい。

なお、意見書の提出につきましては、利害関係を御記入の上、御提出いただくこととなります。ホームページにも意見書の提出方法を掲載しておりますので、そちらも、御利用ください。

それでは、以上で都市計画変更原案に関する公聴会を閉会いたします。本日はありがとうございました。